

改正

令和2年2月7日告示第16号

令和3年4月1日告示第81号

令和4年3月1日告示第26号

令和4年3月31日告示第63号

令和5年2月14日告示第20号

令和5年3月28日告示第55号

令和5年7月19日告示第121号

令和7年3月26日告示第47号

令和8年3月31日告示第70号

富津市U I J ターンによる起業・就業者等創出事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富津市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び千葉県等と共に策定した千葉県まち・ひと・しごと創生推進交付金計画に基づき、本市への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、予算の範囲内において補助金を交付することについて、富津市補助金等交付規則（昭和47年富津市規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、埼玉県及び神奈川県をいう。
- (2) 東京23区 地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する特別区をいう。
- (3) 起業支援金 公益財団法人千葉県産業振興センターが千葉県地域課題解決型起業支援事業により交付する補助金をいう。
- (4) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。
- (5) マッチングサイト 千葉県が実施する地域しごとマッチング支援事業により開設されたウ

ウェブサイトをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、申請時において、別表第1に定める要件を満たす者のうち、別表第2、別表第3、別表第4又は別表第5の要件を満たす者とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、2人以上の世帯の場合にあつては100万円(18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合にあつては、18歳未満の者一人につき、100万円を加算)、単身世帯の場合にあつては60万円とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、富津市UIJターンによる起業・就業者等創出事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に掲げる書類を添えて、当該年度の2月末日までに市長に申請しなければならない。

区分	提出書類
1 全ての申請者	(1) 本人であることが確認できる書類(写真付き身分証明書等の提示により本人確認ができる書類) (2) 移住元の住民票の除票の写し((別表第1)1 移住元に関する要件を満たすことを確認できる書類) (3) 市民税等に滞納がないことを証する書類 (4) 預金通帳又はキャッシュカードの写し(金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、店番号及び名義人名を確認できる書類)
2 東京23区以外の東京圏から東京23区へ通勤していた申請者	東京23区で就業していた法人、企業等(以下「企業等」という。)の就業証明書(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)
3 東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主であった申請者	(1) 履歴事項全部事項証明書、開業届の写し等(移住元での勤務地を確認できる書類) (2) 個人事業等の納税証明書(移住元での在勤期間を確認できる書類)
4 東京圏から東京23区内の大学	(1) 卒業証明書等(在学期間や卒業校を確認できる書

等に通学し、東京23区内の企業等へ就職した申請者	類) (2) 東京23区で就業していた企業等の就業証明書(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)
5 別表第1の4に掲げる要件に該当する申請者	移住元の住民票の除票の写し(申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類)
6 別表第2に掲げる要件に該当する申請者	就業先企業等の就業証明書(別記第2号様式)(雇用形態、応募日等を確認できる書類)
7 別表第3に掲げる要件に該当する申請者	(1) 所属先企業等の就業証明書 (2) 自己の意思で移住したことが確認できる書類 (3) 個人事業主を対象とする場合については、次に掲げる書類 ア 業務委託契約書等(申請日以後においてテレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類) イ 開業届の写し又は確定申告書の写し ウ 申請日前3か月間において当該テレワークによる業務の実態又は収入が確認できる書類(確定申告書の写しで確認できるときは、省略することができる。)
8 別表第4に掲げる要件に該当する申請者	(1) 経営者の親族関係が確認できる書類(戸籍謄本等) (2) 農林水産業の就業先及び経営者を確認できる書類(就業先企業等の就業証明書、最新の確定申告書の写し等) (3) 家業の継承を確認できる書類(就業先企業等の就業証明書、履歴事項全部証明書等)
9 別表第5に掲げる要件に該当する申請者	起業支援金の交付決定通知書

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、富津市U I Jターンによる起業・就業者等創出事業補助金交付決定(却下)通知書(別記第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定をしたときは、当該申請者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第8条 市長は、富津市U I J ターンによる起業・就業者等創出事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、報告を求めること又は立入調査を行うことができる。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の申請日から3年未満で本市から転出をしたとき。
- (3) 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞したとき（別表第2に掲げる就職に関する要件に該当する者として交付決定した場合に限る。）。
- (4) 起業支援金の交付決定を取り消されたとき。
- (5) 補助金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出をしたとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、当該交付決定者に対し、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる金額の返還を命ずるものとする。

- (1) 交付決定者が前条第1号から第4号までのいずれかに該当すると認める場合 補助金額の全額
- (2) 交付決定者が前条第5号に該当すると認める場合 補助金額の半額

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和元年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和2年2月7日告示第16号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第81号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月1日告示第26号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第63号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日告示第55号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年7月19日告示第121号）

この告示は、交付の日からから施行する。

附 則（令和7年3月26日告示第47号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第5条関係）

移住等に関する要件	1 移住元に関する要件	次のいずれにも該当すること。ただし、埼玉県、東京都、神奈川県及び千葉県のうち条件不利地域以外の地域に在住しつづつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職し、通勤した者については、通学期間の修業年限を上限として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。 (1) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は埼玉県、東京都、神奈川県及び千葉県のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合は、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。 (2) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3箇月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。
	2 移住先に関する要件	次のいずれにも該当すること。 (1) 平成31年4月5日以降に転入したこと。

		<p>(2) 補助金の交付の申請時において、転入後1年以内であること。ただし、千葉県の年度当初予算の第1回交付決定前であったことにより、転入後1年以内に申請を行うことができなかつたときは、交付決定日の属する年度の4月1日から転入後1年を経過する日までの日数を延長することができる。</p> <p>(3) 補助金の交付の申請をした日から5年以上、継続して本市に居住する意思を有していること。</p>
	<p>3 その他の要件</p>	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者は除く。）でないこと。</p> <p>ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為</p> <p>イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為</p> <p>ウ 本市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為</p> <p>(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有</p>

		<p>している者でないこと。</p> <p>(4) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有するものであること。</p> <p>(5) 市税等の滞納がないこと。</p> <p>(6) 申請者及び補助金の交付の申請時に当該申請者と同一の世帯に属する者が、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。</p> <p>(7) その他市長が補助金の対象者として不相当と認める者でないこと。</p>
	<p>4 世帯に関する要件（2人以上の世帯の申請の場合に限る。）</p>	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。</p> <p>(2) 申請者を含む2人以上の世帯員が補助金の交付の申請時において、同一世帯に属していること。</p> <p>(3) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも平成31年4月5日以降に転入したこと。</p> <p>(4) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、補助金の交付の申請時において転入後1年以内であること。</p> <p>(5) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、上記3(1)から(3)及び(5)から(7)までに定める要件に該当すること。</p>
	<p>5 18歳未満の者に関する要件（18歳未満の世帯員を帯同して移住することにより加算を申請す</p>	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満であること。</p> <p>(2) 本事業における申請者でないこと。</p> <p>(3) 申請者の配偶者でないこと。</p>

	る場合に限 る。)	
--	--------------	--

別表第2（第3条、第5条、第9条関係）

就職に関する要件	<p>1 一般の場合</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 勤務地が千葉県内の条件不利地域に所在すること。</p> <p>(2) 就業先の求人が補助金の対象として千葉県のマッチングサイトに掲載されていること。</p> <p>(3) 就業者等の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。</p>
	<p>(4) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。</p> <p>(5) 就業先の求人への応募日が、千葉県のマッチングサイトに当該求人が補助金の対象として掲載された日以降であること。</p> <p>(6) 就業先において、補助金の交付を申請した日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>(7) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p> <p>2 専門人材の場合</p> <p>県が実施するプロフェッショナル人材戦略拠点事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 勤務地が千葉県内の条件不利地域に所在すること。</p> <p>(2) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。</p> <p>(3) 就業先において、補助金の交付を申請した日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>(4) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p> <p>(5) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。</p>

別表第3（第3条、第5条関係）

テレワークに関する要件	次のいずれにも該当すること。 (1) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。 (2) 移住先でテレワークにより勤務する（原則、通勤しない）こととし、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること。 (3) 内閣府地方創生推進室が実施する地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
-------------	---

別表第4（第3条、第5条関係）

本事業における関係人口に関する要件	次のいずれにも該当すること。 (1) 経営者の親族関係にある者又は富津市の移住案内ツアーに参加経験を有する者。 (2) 農林水産業に就業する者又は家業を継承する者。
起業に関する要件	補助金の申請日までの1年以内に、起業支援金の交付の決定を受けていること。